

関東学生テニス連盟登録規約

- 第1条 関東学生テニス連盟(以下、本連盟)に登録する選手は本連盟に加盟している大学の体育会硬式庭球部に所属していなければならない(大学単位の登録に関しては本連盟規約第3章を参照)。
- 第2条 9月入学予定の選手は個人登録並びに入学年の9月1日以降に行われる大会にエントリーを行うことができる。事情により入学しないことが確定した場合、早急に本連盟に申請しなければならない。9月入学する選手の扱いは以下の条件を最低1項目満たしている場合、正式に入学と認め、その後の本連盟が主催する大会に出場することができる。
1. 入学式が終了している
 2. 学生証の有効期限内である
 3. 在籍証明書が発行できる状態である(部が発行する証明書は無効)
- リーグ戦期間中に入学する場合、入学と認められた日より出場することができる。
入学と認められる前に大会に出場していた場合、当該選手並びに当該大学に厳格な処分を下す。
- 第3条 JTAの「プロフェッショナル登録基準」に基づくPRO登録選手は本連盟に登録できない。但し、JTAの「プロフェッショナル登録基準」に基づき、プロフェッショナルから一般への登録変更がJTAに認可された場合、加盟大学の部員となれば選手として登録できる
日本でPRO登録はしていないが、海外でATP、WTA、ITF登録している選手は、加盟大学の部員となり活動をする場合は選手として登録できる。
- 第4条 個人の本連盟登録年度数は原則として4年以内とする。但し、医学系学部生、短期大学生に於いてはそれぞれ6、2年以内とする。尚、大学院生の個人登録については認めない。
- 第5条 留学、留年、休学のため在学年度数が1年若しくはそれ以上長くなる場合には、本連盟の定める申請方法に従って申請の上、第4条に定める登録期間の延長を認める。
- 第6条 本連盟に新しく登録する選手は本連盟の定める期間に新規登録を行わなければならない。本連盟の定める期間に新規登録費(本連盟規約第65条を参照)を支払い、それを以て新規登録手続きとする。また、本連盟に登録する外国籍部員の選手は以下の要件を満たすことを要する。
- A. 日本で義務教育を修了し、日本に在住する外国籍部員
 - B. 日本の高等学校卒業又はそれに準じる資格で大学に入学し、日本に在住する外国籍部員
 - C. 日本での永住権を保有する外国籍部員
 - D. 日本の大学に外国から留学する際に、一般ビザのうち留学ビザを取得した外国籍部員
- 尚、いずれの場合においても、連盟は選手に対して、その資格を証明するものの提示を求めることができる
- 第7条 本連盟に既に登録されている選手は、第5条に定める場合を除いて更新申請を必要としない。本連盟の定める期間に選手登録更新費(本連盟規約第65条を参照)を支払い、それを以て登録更新手続きとする。
- 第8条 登録の削除された部員の再登録を希望する場合は本連盟に別途申請し、本連盟の承認を得た場合再登録を認める。その際、新規登録をした時点から登録が削除される迄の年度数と再登録してからの

年度数の合計を登録年度数とする。

第9条 本連盟の主催する主な大会への参加資格は、下記の通りとする。

1. 関東学生テニストーナメント大会 : 第4条及び第5条により定められる選手
 2. 関東学生テニス選手権大会 : 第4条及び第5条により定められる選手
 3. 関東大学テニスリーグ : 第4条及び「関東学生テニスリーグ規約の出場資格」により定められる選手
 4. 関東学生新進テニス選手権大会 : 第4条及び第5条及び「この大会の開催要項の出場資格」により定められる選手
- 2 本連盟が主催する個人戦は、参加資格を満たす選手が登録期間内であれば回数を問わず何度でも出場することができる。

第10条 本連盟に登録する選手は、登録期間が終了すると自動的に登録が削除される。登録期間内で引退又は退部した際には必ず削除登録を行わなければならない。尚、休部に於いてはその限りではない。

第11条 選手登録の可否が不明な選手については、本連盟が設ける「選手資格審査委員会」において可否を決定する。

第12条 本規約に定めがない事項その他条項に関し疑義を生じた場合には、常任幹事会において解決にあたるものとする。

以上

2020年3月22日改訂

2021年4月30日改訂

2024年3月27日改訂